工事請負契約等に係る指名停止等措置状況

指名停止の期間中は、下請負契約は禁止されています。

商号又は名称	所在地	指名停止期間	該当条項	理由
日本交通技術(株) 静岡営業所	静岡県浜松市中央区大平台2－21－6	令和8年1月16日から 令和8年7月15日まで (6か月)	別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当	日本交通技術株式会社らは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。なお株式会社トーニチコンサルタント及び他2社は、課徴金の減免制度の適用を受けているが、日本交通技術株式会社は対象となっていない。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領(平成18年湖西市告示第101号)第2条第1項 別表第2第4号(独占禁止法違反行為)、及び指名停止要領の運用基準の規定に該当するため、当該者を6か月の指名停止とする。
大日コンサルタント(株) 静岡事務所	静岡県静岡市葵区御幸町11－30	令和8年1月16日から 令和8年4月15日まで (3か月)	別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当	大日コンサルタント株式会社らは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。なお大日コンサルタント株式会社及び他2社は、課徴金の減免制度の適用を受けている。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領(平成18年湖西市告示第101号)第2条第1項 別表第2第4号(独占禁止法違反行為)、第4条第3項及び指名停止要領の運用基準の規定に該当するため、当該者を3か月の指名停止とする。

商号又は名称	所在地	指名停止期間	該当条項	理由
ジェイアール東海コンサルタンツ(株)　静岡営業所	静岡県静岡市駿河区南町３－１	令和8年1月16日から 令和8年4月15日まで (3か月)	別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当	ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社らは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。なおジェイアール東海コンサルタンツ株式会社及び他2社は、課徴金の減免制度の適用を受けている。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領(平成18年湖西市告示第101号)第2条第1項 別表第2第4号(独占禁止法違反行為)、第4条第3項及び指名停止要領の運用基準の規定に該当するため、当該者を3か月の指名停止とする。
(株)トーニチコンサルタント　静岡事務所	静岡県静岡市葵区呉服町２－３－１	令和8年1月16日から 令和8年4月15日まで (3か月)	別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当	株式会社トーニチコンサルタントらは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。なお株式会社トーニチコンサルタント及び他2社は、課徴金の減免制度の適用を受けている。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領(平成18年湖西市告示第101号)第2条第1項 別表第2第4号(独占禁止法違反行為)、第4条第3項及び指名停止要領の運用基準の規定に該当するため、当該者を3か月の指名停止とする。
新明和工業(株)流体事業部　営業本部　中部支店	愛知県名古屋市中区大須１－７－１１	令和7年11月18日から 令和8年2月17日まで (3か月)	別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当	新明和工業株式会社は、特定特装車製品の販売価格の決定において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものとして、令和7年9月24日に公正取引委員会から違反の認定を受けた。 なお、当該資格者は課徴金減免制度の適用事業者として公表されている。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領(平成18年湖西市告示第101号)第2条第1項 別表第2第4号(独占禁止法違反行為)、第4条第3項及び指名停止要領の運用基準の規定に該当するため、当該者を3か月の指名停止とする。

商号又は名称	所在地	指名停止期間	該当条項	理由
極東開発工業(株)	大阪府大阪市中央区淡路町2－5－11	令和7年11月18日から 令和8年2月17日まで (3か月)	別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当	極東開発工業株式会社は、特定特装車製品の販売価格の決定において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものとして、令和7年9月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 なお、当該資格者は課徴金減免制度の適用事業者として公表されている。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領(平成18年湖西市告示第101号)第2条第1項 別表第2第4号(独占禁止法違反行為)、第4条第3項及び指名停止要領の運用基準の規定に該当するため、当該者を3か月の指名停止とする。
都築電気(株)　浜松オフィス	静岡県浜松市中央区砂山町324－8	令和7年5月29日から 令和7年6月28日まで (1か月)	別表第2第11号(不正又は不誠実な行為)	都築電気株式会社は、令和7年4月17日に開札を行った湖西市企画部DX推進課発注の湖契第D-2号「令和7年度情報資産管理システムライセンス更新」において、落札決定後に、別案件と間違えて応札したこと等を理由に、令和7年5月2日に契約を辞退した。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領(平成18年湖西市告示第101号)第2条第1項 別表第2第11号(不正又は不誠実な行為)及び指名停止要領の運用基準の規定に該当するため、当該者を1か月の指名停止とする。
新明和工業(株)流体事業部　営業本部　中部支店	愛知県名古屋市中区大須1－7－11	令和7年5月29日から 令和7年8月28日まで (3か月)	別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当	新明和工業株式会社らは、機械式駐車装置の設置工事について当該工事の供給予定者を予め決定し、供給予定者が供給できるよう調整することで、同業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。このことが独占禁止法3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 なお、当該資格者は課徴金減免制度の適用事業者として公表されている。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領(平成18年湖西市告示第101号)第2条第1項 別表第2第4号(独占禁止法違反行為)、第4条第3項及び指名停止要領の運用基準の規定に該当するため、当該者を3か月の指名停止とする。

商号又は名称	所在地	指名停止期間	該当条項	理由
パナソニックEWエンジニアリング株式会社　中部支店	愛知県名古屋市中村区名駅南2ー7ー55	令和7年3月28日から 令和7年4月27日まで （1か月）	別表第2第8号（建設業法違反行為）	パナソニックEWエンジニアリング株式会社は、建設業法の規定に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者や専任技術者として工事現場や営業所に配置していた。 これらのことが建設業法第28条第1項第2号及び第1項本文に該当するとして、令和7年1月31日、近畿地方整備局長より、監督処分（営業停止及び指示処分）を受けた。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領第2条第1項 別表第2第8号 （建設業法違反行為）に該当するため、1か月の指名停止とする。
株式会社ハローG	静岡県静岡市駿河区敷地2ー4ー5	令和7年3月28日から 令和7年4月27日まで （1か月）	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）	株式会社ハローGの代表取締役は、令和6年4月、富士市でプロパンガスの訪問販売を行う際、申込時に法定事項が記載されていない不備のある書面を交付し、売買契約解除（クーリングオフ）に関する説明を故意にしなかったほか、契約書を交付しなかったとして、令和7年2月5日に特定商取引法違反の容疑で逮捕された。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（平成18年湖西市告示第101号）第2条第1項 別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）に該当し指名停止要領の運用基準の規定により、当該者を1か月の指名停止とする。
株式会社佐藤渡辺　静岡営業所	静岡県菊川市本所1634ー15	令和7年2月19日から 令和7年8月18日まで （6か月）	別表第2第6号（競売入札妨害又は談合）	株式会社佐藤渡辺を含む3社は、福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、（株）佐藤渡辺の石川営業所長、水谷工業（株）の従業員及び（株）福産建設の専務取締役が、郡山区検察庁に談合罪で略式起訴され、10月23日、郡山簡易裁判所は、3人に対し、罰金50万円から40万円の略式命令を行い、11月9日付けで確定した。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（平成18年湖西市告示第101号）第2条第1項 別表第2第6号（競売入札妨害又は談合）に該当し指名停止要領の運用基準の規定により、当該者を6か月の指名停止とする。